

○農林水産省告示第三十四号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表一の付表第四十一の規定に基づき、平成十五年十一月十八日農林水産省告示第千八百八十三号（イスラエル国産トライアンフ種のかき

の生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十一年一月十六日

農林水産大臣 石破 茂

一中「イスラエル国の」を「イスラエルの」、「イスラエル国植物防疫機関」を「イスラエル植物防疫機関」に改める。

三の（一）中「イスラエル国植物防疫機関」を「イスラエル植物防疫機関」に改める。

四の（一）中「イスラエル国内」を「イスラエル内に」、「イスラエル国植物防疫機関」を「イスラエル植物防疫機関」に改め、同（二）及び（三）中「イスラエル国植物防疫機関」を「イスラエル植物防疫機関」に改める。

五の（一）中、「その温度」を、「又は摂氏一・一度になつた後引き続き十四日間、それぞれその温度以下」に改め、同（二）中「イスラエル国植物防疫機関」を「イスラエル植物防疫機関」に改める。

六の（一）中「実施された」を「実施されている」に改め、同（二）中「実施された」を「実施されている」に、「イスラエル国植物防疫機関」を「イスラエル植物防疫機関」に改め、同ア中「行われた」を「行われている」に改め、同イ中「開始された」を「開始されている」に改める。